

令和4年度第1回 武蔵野市特定空家等適正管理審議会 会議録

日 時 令和4年11月25日（金）午後2時から2時30分まで

場 所 西棟4階 413会議室

出席委員 「武蔵野市特定空家等適正管理審議会 委員名簿」のとおり

- 議事件名**
- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等、特定空家等に対する措置状況について
 - 2 空家等の状況について
 - 3 情報提供 民法の改正について

- 配布資料**
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について（国土交通省資料）
 - ・特定空家等に対する措置状況（国土交通省資料）
 - ・民法の改正（所有者不明土地等関係）の主な改正項目について（法務省資料）

主な質疑等 会 長 現在、国で行われている社会資本整備審議会の中に空き家対策小委員会があり、法律の改正を視野に入れた検討が進められている。

A委員 昨今、越境樹木に関する相談も多く、樹木を剪定させるまでの手続きが過重であることが問題点として挙がっていたため、良い改正である。

会 長 市管理道路へ越境した樹木の対応は、市の道路管理者が行うことになるのか？高所作業となる場合、業者手配となり、費用請求が発生するがどのように考えているか？

また、市で対応する場合、越境部分のみの剪定となるので、所有者に敷地内も含めた剪定をしてもらうような指導方法も検討した方がよい。

事務局 道路管理者で対応することになる。現在、費用請求の方法も含め手続き方法を検討中。なお、越境樹木により信号機に支障が及んだ事例があり、道路管理者と警察とで連携し、対応した。

副会長 市の施策である保存樹木制度との兼ね合いはどうなるのか？

事務局 保存樹木であれば、できる限り切らない方向であるが、昨今は交通に支障があるなど危険性があるという判断で切除する場合もある。

以上